実施 14　イベントホール移動観覧席座席保守点検業務仕様書

本仕様書は当該業務の最低要求水準を示す。舞台機構、可動設備等の詳細配置、設定値、制御情報、緊急時の操作方法その他安全管理上又はセキュリティ上の配慮を要する情報については、公募時の現地確認又は契約締結後の限定開示により提示し、受託者は、当該情報を業務計画書、設備台帳その他必要な関係書類に反映するものとする。

1．適用及び履行場所

(1)　本仕様書は「堺市産業振興センター貸館運営及び施設管理包括業務委託　総合仕様書」（以下「総合仕様書」という。）と一体として適用し、イベントホール移動観覧席の座席保守点検整備を定める。

(2)　履行場所は堺市産業振興センターイベントホールとする。

2．対象及び回数

(1)　対象は移動観覧席座席 846 席、前部 198 席、後部 648 席とする。

(2)　各年度 2 回、全 846 席を点検する。日程は貸館予定、本体保守点検及び舞台関係業務と調整する。

(3)　座席位置は前部・後部、列・席又は同等に個体を追跡できる番号で管理する。

3．点検範囲

(1)　座板、背板、張地、脚部、肘部その他座席本体の外観、破損、著しい汚損及び変形を確認する。

(2)　座席の取付ボルト、ブラケット、ヒンジ、ばね、ストッパーその他座席固有の取付・可動部について緩み、がたつき、摩耗、欠損及び異音を確認する。

(3)　各座席を目視、触診及び試座し、座板の起立・復帰その他座席単体の可動を確認する。

(4)　移動観覧席本体の構造、フレーム、段床、走行装置、駆動装置、制御装置、電気設備、安全装置及び観覧席全体の起立・収納機構は実施 07 の対象とし、本業務では点検費を重複計上しない。

(5)　座席点検のため観覧席全体の展開・収納が必要な場合、その操作・安全確保は実施 07 又は舞台関係業務と調整して実施する。

4．点検方法及び整備

(1)　全 846 席について、座席位置、点検結果及び不具合を補足資料の記録方式で残す。

(2)　通常の増締め、軽微な調整、可動部の適切な潤滑及び点検に伴う軽微な清掃は定額委託費に含む。

(3)　整備後は再度目視、触診、試座及び可動確認を行い、復旧状態を確認する。

5．判定・使用制限

(1)　判定は「良好」「調整済」「要注意」「要修理」「使用停止」「該当なし」とする。

(2)　座席・取付部の破損、著しいがたつき、鋭利な破損部、起立・復帰不能その他利用者の転倒・負傷のおそれがある場合は当該座席を使用停止とし、座席番号又は位置を明示する。

(3)　要修理又は使用停止の場合は、応急措置、修理内容、部品、概算費用及び復旧見込みを報告する。

6．故障時対応

(1)　故障連絡を受けた場合は状態を確認し、必要に応じ当該座席の使用停止を助言する。

(2)　現地確認又は技術員派遣が必要な場合は発注者と時期を調整する。

(3)　座席部品交換その他の修繕は、緊急の安全措置を除き見積り・事前承認後に実施する。

7．費用負担

(1)　別途費用を伴う作業は、総合仕様書第 5 項及び第 16 項に基づき、発注者の事前承認を受け、作業内容、金額及び費用負担に応じて、発注、書面による契約変更又は別途契約等の必要な手続を経た上で実施する。承認のみをもって契約変更又は別途契約が成立するものではない。緊急時は仕様書等に定める必要最小限の安全措置及び報告を優先し、追加費用を伴う作業は発注者と手続を確認する。

(2)　定額委託費には、年 2 回の全席点検、通常の増締め・軽微調整・潤滑・清掃、一般的な締結部品等の消耗品、記録及び報告を含む。

(3)　座板・背板・張地、ヒンジ、ばね、ブラケット、座席専用部品その他装置部品の交換、分解修理及び大規模修繕は別途費用とする。

(4)　故障時の現地派遣・追加点検の費用は、定期点検外であることを明示して見積り・事前承認により取り扱う。ただし受託者の点検不備に起因するものは受託者負担とする。

8．安全管理

(1)　点検区域への第三者立入りを防止し、観覧席及び座席の誤操作、挟まれ、転倒を防止する。

(2)　試座前に座席の固定・床面状態を確認し、異常座席には使用禁止表示等を行う。

(3)　展開・収納を伴う場合は操作担当者と合図・監視方法を確認する。

9．報告・本体点検との連携

(1)　各回点検後、全 846 席の点検数、未点検数と理由、不具合座席位置、判定、処置、写真、未是正及び修理提案を提出する。

(2)　実施 07 の本体保守点検で座席に関する異常を発見した場合は本業務の記録に連携し、本業務で本体側の異常を発見した場合は実施 07 側へ連携する。

(3)　同一の作業・部品・人員を実施 07 と二重計上してはならない。

１０.その他本業務で求めること

(1)　全 846 席は、前部（平台型）198 席・後部（雛段型）648 席の各座席を個体識別し、各年度 2 回とも全席について目視、触診、起立復帰及び試座を実施すること。抜取り点検で代替してはならない。

(2)　座席の増締めは製造者基準に適合する工具・方法で行い、緩みが反復するボルト、ブラケット又は取付部は、座席単体の問題か段床・フレーム側の問題かを切り分けて実施 07 へ連携すること。

(3)　使用停止座席は容易に解除できない方法で表示し、必要に応じ座席を固定又は取り外すこと。隣接席及び避難動線への影響を確認し、復旧確認者及び解除日を記録すること。

(4)　張地等の修繕提案では、防炎性能、色柄、耐摩耗性、既存材料との整合及び交換範囲を示すこと。

１１.補足資料

(1)　本業務には「実施 14 イベントホール移動観覧席座席保守点検業務 補足資料」を適用する。補足資料には点検集計、座席別記録、判定、実施 07 との分担、費用区分及び報告様式を収録する。